

京都大学における「研究機関における公的研究費の監査のガイドライン（実施基準）」に基づく体制整備等の実施状況

国立大学法人京都大学における競争的資金等の適正管理に関する規程

(平成19年10月29日達示第62号)

目的 【第1条】

本学における競争的資金等の取扱いに関して、適正に運営及び管理するために必要な事項を定め、研究機関としての本学の説明責任を果たし、本学に所属する研究者の研究活動を支援することを目的とする。

組織体制 【第6条】

ガイドライン3.(2)①

最高管理責任者 【総長】

競争的資金等の運営及び管理について本学全体を統括する権限を持つと共に最終責任を負う。
また、統括管理責任者及び部局管理責任者が責任を持って競争的資金等の運営及び管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

責任と権限 【第4条】

ガイドライン1.

会計関係規程の適用 【第11条】

競争的資金等の執行及び管理に当たっては、当該競争的資金等の交付機関から要請のあった場合に、本学の会計関係規程を適用する。

競争的資金等の不正防止計画推進室

次に掲げる業務を行う。

- 競争的資金等の運営・管理に係る実態の把握・検証に関すること。
- 不正防止計画を作成・推進し、関係部局と協力し不正発生要因に対する改善策を講ずること。
- 本学教職員の行動に関する規範の浸透を図るための方策を推進すること。
- その他必要な事項に関すること。

統括管理責任者 【研究担当理事】

最高管理責任者を補佐し、競争的資金等の運営及び管理について全体を統括する実質的な権限と責任を持つ。

室長

副室長

副統括管理責任者 【財務担当理事】

統括管理責任者を補佐する。

- ・ 総務担当理事
- ・ 法務担当理事
- ・ 研究推進部長
- ・ 財務部長
- ・ 総務部長
- ・ 最高管理責任者が指名する教職員
- ・ 専門的知識を有する学外者

監査室

監査

監査 【第8条】

ガイドライン6.

監査担当

監査

通報窓口 【第10条】

ガイドライン5.②

通報窓口

競争的資金等の不正な経理等の通報窓口は監査室とし、その取扱いは、京都大学における公益通報者の保護等に関する規程による。

部局

部局管理責任者 【部局長】

各部局等における競争的資金等の運営及び管理について統括する実質的な責任と権限を持つ。

相談窓口 【第9条】

ガイドライン2.(1)④

ガイドライン5.①

競争的資金等に係る使用ルール及び事務手続きについて機関内外から相談を設ける窓口を置く。

相談窓口

各部局の担当部署 【部局研究推進担当】

相談

研究者

相談

研究推進部

不正防止計画推進室 事務処理担当

相談窓口

制度担当部署

京都大学における公益通報者の保護等に関する規程

(平成18年達示第88号)

会計規程

本学の会計関係規程

会計職務権限規程等

会計実施規則

発注・検収

ガイドライン4.④

契約事務取扱規則 第49条の2

(平成19年8月28日総長裁定一部改正)

本学では、物品購入等におけるゲート機能として、納品等事実の確認を行うために、部局毎に**検収センター**を設置しています。発注者以外の者が納品事実の確認を行うことによって、牽制を図っている。

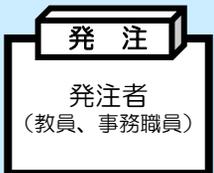
検収センター

検収

検収担当者
(納品事実の確認)

検査

検査担当者
(物品の品質、性能等の確認)



※ 全ての物品購入契約、請負契約（工事を除く。）及び賃貸借契約について、検収センターで検収します。

取引停止

ガイドライン4.⑥

契約事務取扱規則 第6条

(平成19年10月19日総長裁定一部改正)

本学との契約において、不正行為等を行った業者及び他の公共機関等において取引停止の措置を受けた業者について、必要に応じて、期間を定め、取引停止の措置を講じる。

取引停止等措置要領

(平成19年10月19日財務担当理事裁定制定)

取引停止の措置要件及び期間等を規定。